

私たちの広場

【特集】市民性教育を考える

【連載】ドイツの政治教育

【事業紹介】メディアを活用した若者への常時啓発



No.291

2006年11月20日

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台	3
特集 市民性教育を考える	
・ シティズンシップ教育の意義と課題 お茶の水女子大学助教授 小玉 重夫	4
・ 市民性教育の実践 シティズンシップ教育推進ネット代表 大久保 正弘	7
・ 区立学校で『市民科』授業を開始 品川区教育委員会指導主事 村尾 勝利	9
・ 市民性教育と明推協活動 琉球大学助教授 島袋 純	11
海外トピックス 選挙で投票しないと罰金 ——オーストラリアの投票義務制度	13
ドイツの政治教育〈第3回〉 名古屋大学助教授 近藤 孝弘	14
人をその気にさせるコミュニケーション〈第4回〉	16
施策紹介 医療制度改革	18
メイスイ列島フラッシュ 岡山県倉敷市／山形県鶴岡市	20
事業紹介 メディアを活用した若者への常時啓発	22
絵本 英国・選挙腐敗防止の軌跡〈第4回〉	24
協会からのお知らせ	27

〈裏表紙の紹介〉
本年十二月に実施する交通広告および雑誌
広告のデザインです。

〈裏表紙の紹介〉

「一票入魂選挙」という標語も絵の
雰囲気と合い作者のセンスが感じられます。
(雑誌「選挙」平成18年1月号から転載)

村上 尚徳
(文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官)

〈表紙の紹介〉

瀧浪 真実さん
静岡県島田市立金谷中学校1年(受賞当時)



選定される候補者の質が 国の政治の質を決める

マイケル・ギャラガー

1938年生まれ

選挙における候補者の質が政治にどのような意味をもつかという角度から、候補者のリクルートメント（募集）問題の重要性に注目したのが、マイケル・ギャラガーでした。ギャラガーはアイルランドの政治学者で、『候補者選定の比較研究』（一九八八年刊行）の著者として知られています。

彼はその著書の序文で「候補者選定の重要性は、とかく過小評価されやすい」と指摘し、「選定される候補者の質が、選出される議員の質、その結果としての議会の質、しばしば政府構成員の質、さらにある程度まで国の政治を決める」として、候補者選定の重要性を訴えました。

さらにギャラガーは、政党政治下における政党の候補者選定方法について、「政党が候補者を選定す

るやり方は、政党が党内問題をどの程度に民主的に処理しているかの試金石としても用いられよう」とも記しています。

わが国の衆議院議員の選挙制度は平成八年の選挙から小選挙区比例代表並立制に変わり、政党本位の選挙になりました。各政党がどのような手続きでどのような候補者を立てるかが極めて重要な意味をもつ制度です。最近では、候補者を公募により選定する方法が広がる一方で、世襲候補者も増えていきます。われわれは政党の候補者選定の経緯についても、するどく目を向けていく必要があります。

民主主義国家にとって、その政治形態にふさわしい政治家を積極的に見いだす、あるいは育てることの重要性は、今後ともますます重要になってくるといえるでしょう。

特集

市民性教育を 考える

「市民性教育」という言葉をご存知でしょうか。市民性教育を論ずる場合によく引き合いに出されるイギリスにおいて、その必要性が認識されるようになった背景には、若者の政治への無関心に対する不安、投票率の低下、市民の地域レベルの活動に参加する機会の減少、地域が地域として機能しないことに対する懸念がありました。まるで、現在のわが国を語っているようです。教育基本法の改正、教育再生会議の設置、いじめ、必修科目の履修漏れなど教育に関する論議が高まっている中、今回はこの「市民性教育」を特集します。

シティズンシップ教育の 意義と課題

お茶の水女子大学大学院助教 小玉 重夫



●プロフィール
こだま しげお

1960年生まれ。お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教、博士（教育学）。東京大学大学院博士課程修了後、慶應義塾大学助教を経て現職。主な著書に『教育改革と公共性』、『シティズンシップの教育思想』などがある。

いま、なぜシティズンシップ教育か

近年、シティズンシップ（市民性）教育の取り組みがEU（欧州連合）諸国やアメリカ合衆国など、各国で盛んになり、注目を集めている。なぜ、いまシティズンシップ教育なのか。それは、一九九〇年代以降の各国における社会構造の変容と深く関係している。そこでまず、シティズンシップ教育の必要性が高まっている時代背景について、簡単に確認しておきたい。

もともと、シティズンシップとは、一九七〇年代までは、福祉国家体制のもとで、社会

のメンバーである人々が持っている権利——市民権あるいは公民権——としてとらえることが一般的であった。福祉国家における国民としてのメンバーシップ（国籍）を持っているれば、生まれながらにして、最低限度の生活を営むことができる生存権がすでに保障されている、つまり、国民である以上すでに備わっている権利という意味で、シティズンシップという概念が用いられていた。

しかし、一九八〇年代から九〇年代にかけて、「官から民へ」に象徴される小さな政府論にもとづき、福祉国家的政策に対する見直しや再編が行われるようになる。それに伴い、

シティズンシップを単に福祉国家的な権利としてではなく、そうした権利を社会的な場面において行使できる資質や、社会や国家の構成員としての義務や責任を果たす資質を含むものとしてとらえ直そうという議論が政策的な影響力を持つようになっていく。つまり、シティズンシップの権利としての側面と同時に、社会に参加し、そこで他者に対する応答的な責任を果たしていくことを含んだ概念として、シティズンシップが強調されるようになったわけである。シティズンシップ教育ということが、これまで以上に自覚的に主題化されるのも、そのような文脈においてである（小玉『シティズンシップの教育思想』白澤社、二〇〇三年）。

さらに、一九八九年の冷戦体制崩壊による政治状況の多元化と流動化、グローバリゼーションの進展による社会の国際化と多文化化によって、国民国家を軸とした民主主義のあり方に問い直しが迫られるようになってきている。このことも、民主主義の担い手である市民を育てるシティズンシップ教育の重要性が唱えられる背景となっている。

以上の時代背景の中で、シティズンシップ教育が具体的にどのように議論され、展開されているかを、次に一九九〇年代以降のイギリスとアメリカの例を紹介しながら見ていきたい。

イギリス、アメリカでの シティズンシップ教育

イギリス政府では、一九九八年にバーナード・クリックという政治学者が中心となり、「学校におけるシティズンシップと民主主義の教育」、いわゆるクリックレポートを出し、これに基づいてシティズンシップ教育が学校教育のカリキュラムに位置づけられている。イギリスのナショナルカリキュラムを主導したバーナード・クリックのシティズンシップ教育論の特徴は、その中心に「政治的リテラシー」（政治的判断力や批判能力）の教育を置いている点である。クリックによれば、シティズンシップ教育はともすれば、「ボランテニア活動一辺倒」になりがちであるが、それでは「単なる使い捨ての要員」を育てるだけになってしまうと批判する。そして、政治文化の変革を担う積極的な市民の育成こそが、シティズンシップ教育の中心に位置づけられるべきであると主張する（クリック『デモクラシー』岩波書店、二〇〇四年）。

また、アメリカ合衆国でクリントン政権の時代に新しいシティズンシップ論のグループを主導した政治思想研究者のハリー・ボイトは、ミネソタ大学「民主主義とシティズンシップのセンター」で、シティズンシップ教育の実践研究を行っている。ボイトは、シティズンシップに関する三つのモデルを類型化する

る（次頁表を参照）。

第一のモデルは、リベラリズム（自由主義）のモデルで、従来の福祉国家段階のシティズンシップに対応する。そこでの市民像は、投票者、消費者であるとされ、シティズンシップ教育の内容は、社会科学の授業における知識の教授が中心である。第二のモデルは、共同体主義のモデルで、そこでの市民像はボランテニアであり、シティズンシップ教育の内容は奉仕活動である。

ボイトによれば、第一のリベラリズムのモデルは権利論に傾斜した福祉国家段階に適合的なモデルで今日の状況に十分対応できず、他方、第二のモデルは、一九九〇年代以降の時代状況に対応したものではあるが、政治的視点を欠き、共同体への奉仕のみを一面的に強調するものになっていると批判する。そこでボイトが提唱するのが第三のパブリックワークのモデルで、ここでは、前二者のモデルの長所をふまえつつ、それに加えて、自己とは異なる他者との交渉や議論を含む政治的な資質の養成が重視されている（Boyte, H., *Everyday Politics*, University of Pennsylvania Press, 2004）。

このように、イギリスやアメリカにおける先進的なシティズンシップ教育論ではいずれも、単なる奉仕活動ではない、政治的な市民の養成をめざした政治教育としての側面が強調されている点で共通している。それは、本

ボイトによる、民主主義、シティズンシップに関する3つのモデル

	リベラリズム	共同体主義	パブリックワーク
民主主義とは何か	代表制、法の支配	政府とボランタリーセクター	民主主義的生活様式
政治とは何か	財の分配	回避すべき険悪な争い	問題解決と公共性創出のための交渉と仕事
市民	投票者、消費者	ボランティア	共同プロデューサー
政治を所有するのは誰か	専門家	専門家	市民、素人
市民教育	社会科の授業	奉仕活動	パブリックワークのプロジェクト

稿の冒頭でも述べたように、冷戦体制崩壊による政治状況の流動化とグローバルゼーションによる社会の多文化化によって、民主主義の問い直しが迫られ、その担い手である市民教育の重要性が強く認識されるようになったことと深く関連している。

**日本における
シティズンシップ教育の展開例**

日本でも、これらの動向をふまえて、筆者も参加した経済産業省・三菱総研の「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」（宮本みち子委員長）が二〇〇六年三月に「シティズンシップ教育宣言」を出した。

ここでは、「市民に奉仕活動を義務付けたり、国家や社会にとって都合のよい市民を育成しようという目的のものではありません」という点が明記され、その上で、「社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わろうとする資質」としてのシティズンシップ教育の必要性が提起されている。また、日本におけるシティズンシップ教育の展開例として、お茶の水女子大附属学校園での市民的資質養成の取り組みや、東京都品川区における市民科の取り組み、NPO法人ライツが運営する学校での模擬選挙の取り組みなどが

例示され、シティズンシップ教育の中に政治教育が不可欠の要素として位置づけられている。

**政治教育としての
シティズンシップ教育の
復権へ向けて**

以上で見たように、一九九〇年代以降のシティズンシップ教育の新展開には、政治的な市民の育成をめざす政治教育の性格が強く反映されている。

大人になったときに選挙権をどのように行使するのか、また、政治にどのように関わっていくのかということ、単なる知識の教育としてだけでなく、政治的リテラシーの教育として追求していこうというのが、新しいシティズンシップ教育の中心課題なのである。その意味で、シティズンシップ教育は、現行の教育基本法第八条の政治的教養の教育を實質的なものにしていく趣旨を含んでいるといえることができる。

今後、ここで紹介したようなシティズンシップ教育の新展開をふまえて、学校が良識ある市民、主権者を育てる政治教育を行う場として再生していくことが強く求められている。



英国のシティズンシップ教育

市民性教育の実践

シティズンシップ教育推進ネット代表

大久保 正弘



社会とかがわりながら学ぶ、
英国の市民性教育

英国では、二〇〇二年に中等教育にシティズンシップ教育を導入し、話題を呼んでいる。この教育カリキュラムの導入に向けた諮問委員会の答申書では、「我々は国家全体でも地域でも、本国の政治文化を何より変えることをねらいとしている。つまりそれは、公共生活に影響を与える意思、能力、素養をもった能動的な市民として、人々が自身について考えられるようにすることである」と述べられ、社会に積極的に参加し、責任と良識ある市民

を育くむための教育をうたっている。日本の公民教育(Civic Education)では、政治や経済の仕組みを学習するに止まるのに対して、英国の市民性

教育(Citizenship Education)では、そのシステムに参加するスキル、考え方、コミュニケーションについても学習する。たとえば、社会の問題を解決するために、どこから情報を仕入れ判断し、どのような手段(政治・ボランティアなど)を用いるのか、どのようにして他者と合意形成を行うのか、どのようにして相手を説得するのか、といったより実際的な社会参加政治参加を学習するのである。これらは、教科の枠を越えて、生徒会活動や課外活動などともリンクして進められる。ファンドレイジングや市民活動では、生徒たちが自ら募金を集めるプランを考え、地域を二〇マイル歩くイベントを開催し、「完走したら寄付をしてください」と、地域に宣伝した事例がある。集められたお金は、津波の復興支援に寄付された。

また、栄養学を学んだ学生が、小さい子ども・お年寄り・偏食がちの人々に、少ないお金でどうバランスのよい食事を採れるかをアドバイス、支援、買い物につきあい、料理を

●プロフィール

おおくぼ まさひろ

予備校講師、検定教科書の編集を経て、現在、フリーの編集者、シティズンシップ・コンサルタント。東京学芸大学教育学部卒。法政大学大学院政策科学研究科に在籍中。執筆論文には、「シティズンシップ教育—新しい授業の提案」『社会科教育』(2005年1月号、明治図書)、「シティズンシップをどう取り上げるか」『総合的学習を創る』(2006年1月号、明治図書)などがある。

www.citizenship.jp

手伝う活動なども進めている。

政治や司法については、Hansard Society(民主主義教育振興を目的とするチャリティ団体)と連携し、議員を学校に呼んだり、Citizenship Foundation(シティズンシップ普及のためのNPO)の協力のもと模擬裁判を行ったり、裁判官から法律についての話を聞いたりしている。

多文化共生の視点から、シナゴグ(ユダヤ教礼拝施設)での学習を進めている事例も見られる。

これらの活動は、外部の評価団体を通して、コースワークという位置づけで評価される。単なるイベントとしてでなく、アカデミックな知識のもとに活動しているかどうかが評価され、報告も写真やレポートなどさまざまな形で提出が可能である。このような経過報告型の学習評価を大学入試にも利用できるようになってきている。

日本の総合的な学習でも、ずいぶん近い実践が見られるようになってきたが、評価シス

テムまで含めると、まだまだ英国の事例にかなわないように感じる。

ここまで述べてきたように、市民活動から政治参加まで、日本の公民教育よりも裾野が広く身近な事例まで扱っているのが特徴である。

「動的な学習」をめざして

英国では、市民性教育の導入の背景として、「社会の連帯の不足」「政治に対する無関心」「社会的無力感」「社会への参加意識の欠如」などが挙げられていた。わが国でも、同様な状況にあるとみてよいのではないだろうか。

このよう状況を打破するためにも、知識中心の「静的」な学習から、一人ひとりが社会的主体として想いを反映させ、実際に行動し、問題を解決していく「動」的な学習へと変えなければならない。

したがって、私たちシティズンシップ教育推進ネットは、「社会の中で課題を発見し、行動する学習」を通して、市民社会の担い手を育成していきたいと考え、活動している。教育現場の視察や教材開発といった研究開発から、人材の育成、ネットワークづくり、学校教育や社会教育での講師派遣やワークショップ・講座の開催まで、直接的・間接的に市民性の教育を支援・推進している。

○ワークショップの実践

私たちが開発、実践しているワークショップはさまざまだが、とりわけ、「まちづくりワークショップ」は、シティズンシップの育成にとっても有効である。まちを歩き、地域資

源や地域課題を見つけ、地図に記録していく。ブレインストーミングによって解決策を考えていく。このような活動によって、知らなかったまちが、見えてくる。そして、まちが好きになる。

このようなワークショップを学校教育や社会教育などで実践したいと考え、各種学校、自治体や公益団体との連携を探ってきた。

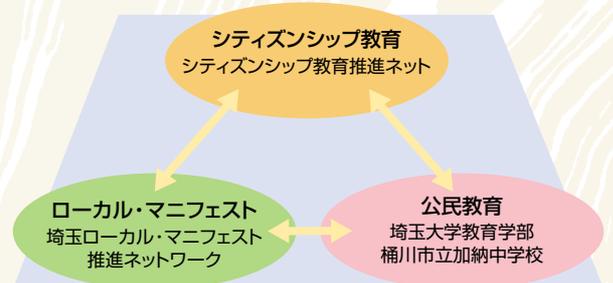
二〇〇四年には、青少年オリエンピックセンターとともに企画した中学生向けのワークショップを行い、中高生と商店街を歩き、地域課題の改善策を考え、商店会の方に提言した。二〇〇五年には、青森県庁との協働で、青森市新町商店街でのワークショップを青年対象に開催した。

○ローカル・マニフェストを教材にした実践
まちづくりのワークショップに、ローカル・マニフェストを組み合わせることで、より実際の政治参加についても学習できるのではないかと考えた。実際にまちを歩き、課題や資源を抽出することによって、単なる机上の作文ではないマニフェストを作ることができる。そして、学習者の参加意識や市民性を育むことができるであろう。

本プロジェクトの実現にむけて、シティズンシップ教育推進ネット（教育系NPO）、埼玉大学教育学部（公民教育）、桶川市立加納中学校、埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク（政策研究・市民活動団体）をはじめとするさまざまな団体が連携・協働し、下記図の研究会を結成した。

各団体の持ち味をうまく組み合わせること

「埼玉ローカル・マニフェスト/シティズンシップ教育研究会」の組織
市民団体・学校等の連携によるプロジェクト



ちを歩き、商店街の方の意見集約をはかり、議論を重ねながら地域の改善策の作成を行っている。今後はそれらをマニフェストにし、自治体に提言を行う予定でいる。

今後の活動にむけて

これまでの実践を、他校・他自治体でもできるよりに呼びかけている。また、マニフェストづくりだけでなく、国会・地方議会との連携から立法理解の教材開発も進めている。今後は司法参加も含めた法教育全般への展開を進めたり、各国の諸団体との連携も進めていきたいと考えている。

いまのところ「シティズンシップ教育」「市民性教育」という言葉自体、なじみが薄く、なかなか一般へ浸透していないのが最も悩みどころだが、今後も地道に活動を進めていくつもりである。

区立学校で 『市民科』授業を開始



品川区教育委員会指導主事 **村尾 勝利**

なぜ、市民科を創設したのか

現在、子どもたちの傾向をみると、将来についての夢をもてないだけでなく、規範意識や道徳性、社会的マナーの低下や人間関係を築く力が十分に身につけていないとする指摘が極めて多い。これまでも、学校教育においては、「心の教育」にかかわる目標を掲げ、道徳や特別活動などで取り組んできたが、具体的な解決には至っていないのも事実である。

品川区では、今年度から全国に先駆けて小中一貫教育を開始し、そのカリキュラムの中に九年間を通して人間形成を図る「市民科」を創設した。これは、「あるべき論」や「心構え」といった情意面ばかりが強調され、善悪の判断力や場に応じた正しい行動の仕方などを確実に教えていない現在の学習状況をふまえて、これらの課題に正面から取り組もうとするものである。「市民科」は、従来の道徳と特別活動、そして総合的な学習のそれぞれ

のねらいを統合した品川区独自の教育活動である。

市民科のねらいは、教養豊かで品格のある人間をつくることにあり、児童・生徒一人ひとりに自らのあり方や生き方を自覚させ、生きる筋道を見つけてことができる知識や能力を身につけさせることにある。市民科を指導する教師は、教えるべきことはしっかりと教えるという指導観のもと、児童・生徒に対し、社会の一員としての常識や行動の仕方、自らの人生観をもつために必要な知識と技能・能力を身に付けさせる学習を行っている。

※市民性とは、「確固たる自分を持ち、自らを社会的に有意な存在として意識するとともに、集団・社会の一員としての義務と責任を重んじ、主体的に社会にかかわろうとする姿」と定義する。

市民科学習の内容

品川区では、学年に応じた「市民科」の教

科書を作成している。その中で、個にかかわる資質（主体性、積極性）、個と集団にかかわる資質（適応性、公徳性、論理性）、個と社会にかかわる資質（実行性、創造性）をばぐくむとともに、生活場面や環境、状況などに応じ、五つの領域で一五の能力を身につけさせる。

〔自己管理領域〕

○自己管理能力 ○生活適応能力

○責任遂行能力

〔人間関係形成領域〕

○集団適応能力 ○自他理解能力

○コミュニケーション能力

〔自治的活動領域〕

○自治活動能力 ○道徳実践能力

○社会的判断・行動能力

〔文化創造領域〕

○文化活動能力 ○企画・表現能力

○自己修養能力



市民科教科書

〔将来設計領域〕

○社会的役割遂行能力 ○社会認識能力

○将来志向能力

これらの資質と能力を関連させた学習を五時間程度の単元を組んで実施することにより、子どもたちは自分なりのもの見方や考え方で事象の意味や価値を問い直し、自分と集団、社会との関係を認識した上で、自分自身のあり方や生き方をみつめることができる。と考える。

具体的な学習内容として、一・二年生用は、あいさつの励行、部屋の整理・整頓、通学路の安全、感謝の気持ち、将来の自分など三二項目、三・四年生用は、正しい行動、思いやりの心、心を伝えるマナー、食事の作法、茶道、くらしとお金など四三項目で構成している。

また、五・七年生用は、人権問題、市民としての自覚、自他の尊重、社会の中の規範意識、伝統文化の継承、ボランティア体験など六一項目、八・九年用は、社会マナーとルール、福祉への取り組み、社会における正義、地域社会への貢献、進路選択など三六項目で構成している。

特に、選挙に関する学習は、社会科の「公民」で政治の仕組みとともに学習していることとの関連を図り、市民科では、自分たちが暮らしている品川区の取り組みについて関心をもたせ、自分たちの生活とのつながりを学ぶことを通して、主体的な社会へのかかわり

方を身につけさせていく。

そこで、教科書の「社会の一員としての活動」の単元では、「区議会だより」を読み、議会で話し合われていることや、様々な施策を理解する。

次に、自分たちが、地域について真剣に考えたり、社会の一員としての自覚を高めたりしながら、「自分が暮らす地域や自治について知することは、社会へのかかわりの一歩である」という意義を正しく認識させ、自分たちにできることや、地域に対する社会貢献の意識を高めていく。

すべてにおいて共通していることは、子どもたちの生活に具体的に役立つ知識・認識と技能・行動を関連させて身につけさせるための実学的教育を重視していることである。

市民科で何が変わってきたか

まずは、教師の授業に臨む姿勢である。

従来の活動重視で、子どもまかせの授業から、時には教師自身が自らの生き方を語り、教師の指導性が発揮された授業へと変わりつつある。

また、児童・生徒は、基本的な生活習慣やコミュニケーションスキルなど、市民科で学んだことを学校や家庭・地域での実践に生かすとともに、世の中の事象に対して、自分の意見を新聞に投書する生徒も出てきている。

さらに、保護者や地域の方々も市民科学習



教科書の内容例

へ指導者として参加したり、授業を通して、児童・生徒の現状を話し合ったりするなど、市民科は家庭・地域を巻き込んだ学習として広がりをみせている。

これからの方向性

子どもたちに学ぶ意味や生きる意味を実感させ、市民性の基礎を養うためには、教師自身も自らの生き方を問い直し、大人として、人生の先輩として子どもたちにメッセージを送らなければならない。「こうあるべきだ」といったきれいなことではなく、子どもの面に届く指導で人間形成を図る学習を、この「市民科」を通して実現させていきたい。

市民性教育と明推協活動



琉球大学教育学部助教授

島袋 純

●プロフィール

しまぶくろ じゅん

1961年生まれ。沖縄県明るい選挙推進協議会会長、琉球大学教育学部助教授、博士（政治学）。早稲田大学大学院博士課程修了。行政学・地方自治論を専攻。道州制の国際比較を主な研究テーマとし、エジンバラ大学客員研究員、北海道大学客員研究員を歴任。主な著書として『リージョナリズムの国際比較』、『市民性教育副読本：小さな市民の大きな力ー私たちのまちづくり』など。

民主政治の主体Ⅱ「市民」

「市民性教育」とは耳慣れない言葉である。皮肉めいているが、「市民性」という言葉自体がまだ市民権を得ていない。これはシティズンシップ・エデュケーション(Citizenship Education)の訳語である。「市民」に相当する「シティズン」は、当然ながら「都市住民」という意味に限定されるものではない。ある統治体制の構成メンバーでそれを支える政治的な主体者である人々の力と権利、つまり、「市民権」を有するものという意味がある。

古代ギリシャ・ローマの都市国家に起源をもつ「市民」は、中世自由都市の中に継承され、近代市民革命後は、近代的な統治体制の基本的な構成要素となる。近代以降の「市民」は、生まれながらの資質、変更不能な身分ではなく、本来的に人間誰にでも備えうるべき資質および権利であり、誰もが自由に習得できる資質や能力であり、根本的な権利であると考えられるようになった。近代国家を支える

政治的な主体としての特性、すなわち資質・能力、権利として、シティズンシップは再構成された。

民主主義の進展とともに「市民」は、社会の一握りの富裕層に限定されていた時代から徐々に拡大し、現代の民主主義諸国では年齢等によるわずかな制限以外ない。しかし、このような資質と権利を有する主体によって統治体制が成り立つという基本原理は現代に継承されている。

市民的資質の育成と明推協

「市民」として最も重要な権利は、投票の権利である。権利として認められたとしても、実際にそれを行使する資質がない、能力が育成されていない、つまり「市民性」が育成されていないならば、権利も有効に活かされない。多数の人々の投票権が有効に活かされないのならば、民主政治そのものが崩壊する。

そのため、第一にまずは民主主義制度の基盤である投票権の認知、理解と有効な行使を

呼びかけるといふ運動が意義を持つてくる。すなわち「選挙」に関する啓発活動であるが、明るい選挙推進運動は、日本の民主政治の基盤を支えるという重要な使命を果たしてきたと言える。

第二に政治の主体となりうる資質の育成、すなわち「市民性」の育成にかかわる多様な活動もまた今日まで明推協の重要な活動である。『私たちの広場』では、近年頻繁にその特集が生まれ、米国や欧州における市民性教育の詳細な事例が報告され、また国内における先進的な事例(明推協や関連組織による小中学校模擬選挙や出前講座、公民館の政治学級等)を、明推協活動のモデル的なケースとして紹介している。今回のこの特集も、その重要な一貫であろう。

日本の市民性教育の問題点と明推協の提案

しかしながら、残念なことに、日本の市民性教育は、欧州や米国の事例との比較で容易

に理解できるように、民主的な社会のそれとして充分であるとは言えない。明推協の活動の一環としても、第一の選挙に関する啓発活動が全国レベルで一定以上の水準を保って展開しているのと比べ、第二の「市民性」の育成に関しては、地域格差や自治体間格差が歴然とある。恥ずかしながら我が沖縄県では、自治体公民館等の市民講座として、政治的主体としての資質・能力の育成を主目的とする公的学習プログラムがほとんど皆無であり、また学校教育においてもわずかな事例しかない。国内の大半の地域はこのような状況なのではないだろうか。

特により深刻なのは、学校教育における取り組みである。明推協が学校現場に関わっていくことを推進する国の制度的な支援体制は、情報提供以外ないに等しい。各地域・自治体の明推協個々の独自の努力に委ねられている状況である。が、公民館等の市民講座において実績のある地域でも学校教育への関与となるとままたまならない。小中学校の社会科においては、政治的な仕組みや市民としての権利を知識として教え伝える知識伝達型の授業が中心である。そのような知識を習得しただけでは「市民性」の習得には至らない。

例えば、公的な問題に対しての課題発見力、その課題の重要性を説得的に表現していく説明能力、他の参加者の説明や表現に対してしっかりと向かい合い理解する力、話し合いを冷静に公正にそして活発に促進していくファ

シリテーション(議論促進)力、話し合いの中で対立する意見や利害関心を調整し合意を形成していく力など、「市民」としての多様な能力が必要である。学校教育の中では「参加型学習」、「体験型学習」と言われる実践的な方法が有用である。明推協の推進するところの「話し合い学習」とは、明らかにこのような力の育成を目的とするものに他ならない。

『私たちの広場』〇四年九月号から連続六回連載された『話し合い学習』活動』の紹介は、学校教育においても当然ながら取り入れられるべき内容を備える「話し合い学習」の意義と方法について分かりやすい解説であった。それは、まさしく「市民性」習得の学習プログラムのあり方を提案している。

明推協活動の課題と展望

市民性教育が普及しない根本的理由は、その必要性が広く共有された公的課題として認められていないところにある。しかし、それが共有されるには、英国における市民性教育の導入の事例のように、学校教育と社会教育を含む生涯学習プログラムとして、市民性教育の体系的かつ具体的プログラム(内容・目的・方法等)を明示して提案することが必要であろう。その問題意識を持って作り上げた沖縄県明推協の発行による市民性教育副読本『ちいさな市民の大きな力・私たちのまちづくり』は、中学生対象と銘打っているものの、

生涯学習プログラムの中で小学生にも成人にも利用可能な生涯学習プログラムを目指したものとなっている(副読本は沖縄県HP…<http://www.pref.okinawa.jp/>「選挙管理委員会」からダウンロード可能)。中学生や成人に対する多くのワークショップや話し合い学習の経験(失敗や反省)を経て作り上げたものであり、今後の議論のたたき台と理解の共有の礎になればと思っている。

これまで明るい選挙推進協会では、市民性教育に関連する特集を何度も組み、すでに一定の蓄積がある。各地域の明推協においては、公民館講座等を中心にまさしく地域に密着した多様な実践があり多様な経験に基づく知識が蓄積されている。このような明推協活動をさらに収集分析し総合することによって、市民性教育の具体的なプログラムの開発が充分できるのではないだろうか。

普及について言えば、確かに国の中央から地方に至る縦割り行政の強固な壁がある。文部科学省の系列にない組織、ネットワークがこれまで文部科学省の領域の一つの考えられて来たところに関与していくのは、かなり難しい。

この克服は大きな課題であるが、市民性教育についての「必要性」は障壁を越え広く共有可能と考えたい。「必要は発明の母」であり、そこから、市民性教育のプログラム開発と普及への道筋が見えてくるという希望を持っている。



選挙で投票しなると罰金

——オーストラリアの投票義務制度

「投票に行かないと罰金」、われわれ日本人の感覚からすると「考えられない！」といったところだが、世界の国々を見ると、投票を義務化し、正当な理由がないにもかかわらず投票に行かなかった場合に罰金等を課している国は、以外に多い(表参照)。それらの国の中で、最初に義務投票制を導入したのが、オーストラリアである(一九二五年の連邦選挙から実施)。この制度導入の沿革を辿ると、一九一一年に導入された選挙人名簿への義務登録制に行き着く。その四年後、選挙制度に関する王立委員会は、「義務登録制の論理的帰結」として義務投票制度導入の提案を行う(五名の委員は、賛成三、反対二分かれ、僅差での委員会提案事項に)が、この背景には時の政権党である労働党の強い意向(州議会などの選挙結果から義務投票制は労働党に有利と判断)が働いていた。労働党は同年末、国民投票に義務投票制を導入する法案を議会に提出する。しかし、自由党の強硬な反対にあい、また労働党内にも時期尚早との考えが根強かったため、義務投票制の適用範囲を、「投票所から五マイル以内に居住する有権者に限定」する旨の修正を行い、ようやく成立する。

一九二四年、連邦総選挙での投票率の著しい低下などの理由から、すべての選挙と国民投票に義務投票制を導入する法案が国民党により提案される。当時、野党であった労働党は、従来から義務投票制の採用を党政策としてきたこともあり、賛成に回った。結局、連邦議会下院において、わずか一時間足らずの実質審議によって法案は採択され、世界で初めて義務投票制による選挙が実現することとなったのである。

この制度は、その後、連邦だけでなく、州や準州、特別地域などオーストラリア全土の地方自治レベルでも、一貫して実施され続けている。正当な理由がなく投票を怠った場合は二〇豪ドルから最高五〇豪ドルの罰金が課せられる(選挙法二四五条。一豪ドルは約九三円)。一九九八年に行われた連邦選挙においての首都特別地域の記録では、有権者二〇万五二四九人の中で棄権者が一万六七六四人あり、うち四〇一九人は正当な理由を提出しているが、二四二六人は二〇豪ドルの罰金を納入した。この罰金制度のため、オーストラリアの連邦議会選挙での投票率は極めて高い。この制度が導入される直前の連邦選挙(一九二二年)では、上院五七・九五%、下院五九・三八%であった投票率が、導入直後の一九二五年の

選挙では、上院九一・三一%、下院九一・三八%と大幅に上昇した。直近の二〇〇四年に行われた連邦選挙でも、ほとんどの州で九〇%を超え、全国平均で九二%以上の投票結果を残している。地方選挙でも義務投票制を採用している各州では、投票率はおおむね七〇%を超えており、任意投票制を採用している州(二〇~六〇%)と際立った違いを見せている。

主な義務投票制採用国

国名	直近の投票率	根拠法および投票義務違反に対する制裁
アルゼンチン	70.94% (2005.10)	約20アメリカドルの罰金および3年間の公職・公務就任の禁止(老齢・疾病・投票所から非常に遠距離の場合を除く)
オーストラリア	92.41% (2004.10)	50オーストラリアドルの罰金(選挙法245条5項・15項)
キプロス	90.52% (2001.5)	200ポンドの罰金または自由刑(併科が可能)
ギリシャ	75.64% (2004.3)	憲法51条で投票が義務であることを定め、法律で罰則を1カ月から1年の自由刑(70歳以下の者)と定めている。パスポートや運転免許証の更新が困難になる。
シンガポール	94.61% (2001.11)	氏名を選挙人名簿から抹消(投票しなかったことに対する容認できる理由がある場合、または5シンガポールドルの罰金を支払った場合は、名簿への再登録が認められる)
ベルギー	63.20% (2001.4)	憲法31条で、70歳以下の国民について投票は義務である旨規定。20ルンの罰金が課せられるほか、投票の際に受け取った投票証明を提示しないと公的サービスが受けられない。
ベルギー	91.63% (2003.5)	注意処分または5ベルギーフラン以上10ベルギーフラン以下の罰金。棄権が重なった場合、その程度に応じ、罰金の加重および選挙人名簿からの抹消等の処分が課される(選挙法典210条)。公的機関への就職が困難になる。
リヒテンシュタイン	86.47% (2005.3)	20スイスフランまでの罰金

「ジュニア選挙」の 目指すもの

できるだけリアルに

ドイツ版子ども模擬投票の「ジュニア選挙」について、その特徴を一言で言うなら、「できるだけリアルに」ということになるでしょう。

これは、生徒が投票する際に、会場をリアルに設定するということだけではありません。確かに、投票通知書の作成から当日の投票所の管理にいたるまで、すべて、生徒は用意されたマニュアルに従って厳密に運営しなければならぬという意味では、投票でも一定のリアリティが求められています。たとえば当日、顔写真入りの身分証明書を忘れた生徒は、投票所を管理する同級生の顔見知りであっても、投票を認められません。こうした厳格さが、生徒のやる気を生むと考えられています。

名古屋大学助教授
近藤 孝弘 (こんどう たかひろ)

〈プロフィール〉

1963年生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了。名古屋大学大学院教育発達科学研究科助教授。専門はドイツとオーストリアを中心とする現代ヨーロッパの政治教育と歴史教育。主著に『ドイツの政治教育』(岩波書店)、『自国史の行方—オーストリアの歴史政策』(名古屋大学出版会)、『国際歴史教科書対話』(中公新書)など。

ただ、投票自体はパソコンを利用した電子投票で、投票用紙に手で×印を書き込む本物の選挙とは大きく異なります。また、オンラインで送られたデータはジュニア選挙事務局で集計され—本物の選挙が締め切られる午後六時を待って—、開票結果はインターネッ

ト上で公表されます。では、ほかに一体なにをリアルに行うかと言いますと、それは選挙についての学習です。下の写真をご覧ください。これは投票に先立って行われた授業の風景です。

黒板に四枚のポスターが貼られています。左から、自由民主党、キリスト教民主同盟、緑の党、社会民主党のポスターです。そのジーパンをはいた先生は、本物のポスターを手がかりにして、この選挙で各党が訴えていること、そしてその戦術について生徒に考えさせています。ジュニア選挙は、単に

選挙の大切さを抽象的に訴えるのではなく、そうではなくて、いま実際に行われている選挙戦をより良く理解した上で、合理的な投票をすることを生徒に求めます。つまり、リアルな選挙を学ぶこと、これが大切だと考えられています。

選挙教育よりも政治教育

現実の選挙について学ぶと言いますが、ジュニア選挙は選挙への関心を高めることだけを目的にしているわけではありません。むしろ反対で、それは目の前の選挙を手がかりにして、生徒たちに、自分が生きている社会における政治のあり方について真剣に考えてもらうことを目指しています。

選挙への関心を高めるといふ意味では、ドイツでは、各地の放送局なども子どもを対象にした模擬選挙を実施します。たとえば音楽番組などの中で、司会者が「今度の日曜日は投票日だね。みんなの中には、まだ投票権がない人も多いと思うけど、そういう君たちの声を議会に届けよう」などと言って、放送局



政党のポスターを利用したジュニア選挙の授業



のウェブサイトで「投票」を促すのです。それに對してジュニア選挙の最大の特徴は、それが学校で行われ、

投票の前に周到な授業が行われる点にあります。二〇〇五年九月の連邦議会選挙のような突然の解散に伴う選挙の場合ですが、むしろ模擬投票は一種の動機づけにすぎないのであって、それまでに到る授業こそがジュニア選挙という教育プログラムの核なのです。なお、その昨年の選挙でも（準備時間の不足のため二〇〇二年の六万人からはやや減ったものの）全国で五万人あまりの生徒が参加したことは、それが教育界にすでに定着していることを示していると考えて良いでしょう。さて、ジュニア選挙に参加するためには、学校あるいは教室単位で教員がクムルスの事務局に申し込まなければなりません。生徒の個人参加は認められていません。登録が完了すると、投票に必要な器材やマニュアルのほか、教材が事務局から送られてきます。この教材を使って、多くの場合、投票の前の一〜二カ月にわたって授業が行われます。たとえば二〇〇二年の連邦議会選挙の際に使われた教材の一つでは、次のような授業モデルが提案されていました。



ジュニア選挙は電子投票で行われる

二つのモデルを選んで授業が実施されたようです。つまり、ジュニア選挙は、一度で選挙や政治に関するすべての論点を扱おうとするものではありません。

- 1 選挙・単なる必要な儀式、それとも民主主義のクライマックス？
 - 2 連邦議会選挙の制度・単純で効率的にして公正か？
 - 3 選挙・もう関心のある人はいますか？誰が首相になるかはテレビが決める？
 - 5 「失業問題」で票を釣る？
 - 6 二〇〇二年連邦議会選挙・予想がつかない選挙？
 - 7 男性の世界？ 政党の中で女性が持つ影響力
 - 8 誰が候補になるのか？ 資質は大切か？
 - 9 選挙戦・情報、それとも操作
 - 10 選挙の後は選挙の前
- やや内容に重複が見られるのは、低学年でも取り組むことができるものから、大学進学コース用まで様々な難度のモデルが揃えられているためです。事後の調査によりまずと、各学校では、これらの中から大体一つないし

それは、あくまでも学校における政治教育の一部に利用されることを想定して作られているのです。

教材は選挙のたびに作成される

さて、ジュニア選挙の教材は選挙のたびに作り直されます。ここにも、政治教育の一部として選挙をリアルに学ぶという基本方針が表れています。たとえば二〇〇四年に私がブランドンブルク州のポツダムに滞在していたときに行われた州議会選挙では、ポツダム大学の政治教育学講座のスタッフがゼミの学生と一緒に、その教材を作成しました。

選挙の重要性を教えるだけなら、同じ教材を何度でも使用できますが、ジュニア選挙が目指すのは、選挙を手がかりにして現実の政治について学ぶことです。政治の争点はいつも移り変わり、同じ選挙は一つとありません。だからこそ教材はそのつど作成されなければならず、また選挙戦の展開に応じて、場合によってはインターネットなどで追加教材を提供する必要も出てきます。ブランドンブルク州議会選挙のときが正にそうでした。半年以上前から作成されてきた教材が学校に配布されたあとも、スタッフは大学のウェブサイトに次々と最新の資料・教材を公開していきましました。こうした仕組みは、ドイツの政治教育機関が全国各地に行き渡っているからこそできるとも言えるでしょう。

人をその気にさせるコミュニケーション

第4回

説得の前提としての

福田 健 (ふくだ たけし)

説明する力

〈プロフィール〉
(株)話し方研究所会長。コミュニケーションを軸とした講演、講座に多く出講し、著書多数。

なぜ、説明が重要か

いまの時代、説明を必要とする事項はますます増えている。

「日本人は説明することを嫌う」「面倒くさがる」「苦手とする」傾向が全般的にあるようだ。日本人に特有な「以心伝心」の気持があつて、「いちいち言わなくてもわかる」だったり、これまでの実情だった。

一方、技術の急速な進歩によって、内容が高度化・専門化して、難解な事柄が増加して一般の人々を悩ませることになった。

横文字が氾濫して、一層わかりにくくさせていることもある。こうした日本の現状を、ある人は、製品の品質は一流だが、説明の品質は三流だと、嘆いていた。とはいえ、このままでよいわけではない。説明の品質の改善に努めなくてはならない。説明を嫌うあまり、後手に回って、企業や行政の対応が不評を買っている昨今でもある。説明責任が問われ、危機管理の問題としても、説明力の向上が叫ばれている。

説明のスキル

① 尺度は相手に

自分にだけわかる説明では、ひとりよがりな、自己満足でしかない。物事に精通した人の説明が往々にしてわかりにくいのは、相手の視点に立つことを忘れて、自分を尺度に説明してしまうのも一因である。相手が何を、どこまで知っているかを確かめて、既知から未知へと話を築くのが、説明の第一歩となる。

② アウトラインを示す

これから話す内容について、最初にアウトラインを提示すること。なんとなく話し出すと、聞き手は、「一体、なんの話か？」と疑問を抱きながら、次第に苛立つてくる。全体の見通しが立たない話は、聞く者を苛立たせる。

「今日ご説明するのは、コミュニケーションの三条件についてです。第一に双方向性、第二に水平性、第三は対面性、この三つについて、それぞれの特徴を説明します。」書いてしまえば簡単なようだが、実際の説明となると、意外に

出来ていない人がいる。内容を項目で整理して、「内容を五項目に分けて説明します」と、項目を予告するやり方を示す。五項目と最初に言われると、受け入れ態勢ができるので、聞く側に、理解のための心の準備が整うのである。

③ 内容を整理する

説明と会話の違いは、目的の違いからくる。会話は楽しんで交わりを深めるのが大方の狙いだから、話が飛躍したり、脇道へそれたりしてもおもしろい。説明は、わからせるのが目的で、当然のことながら、話が飛んだり、跳ねたりしたりでは、聞き手に迷惑となる。筋道の立った、まとまりのある話でなければならぬ。おもしろおかしくても、本筋に沿っていないと、目的から外れてしまう。

一言で何が言いたいのか、ポイントはどこか、どんな順序になっているかなど、話す前に、よく整理してまとめておかなくてはならない。内容について、よく整理しながら喋り出すと、話している内に、「自分でもよくわからなくなる」という状態に陥る。「自分でもわからない」ことを、人にわか

りやすく説明するのは、無理な話である。

整理とは、同じもの、似たものをまとめてかたまりをつくり、いくつかのかたまりができたなら、それらを順番に並べればよい。情報や知識をバラバラのままにしておくのではなく、整理してまとまりのある―秩序ある―世界をつくり出すのが、表現するということである。

④ 関係を明確にする

人は、関係をつかむことによって、物事を理解する。関係とは、つながりをいう。いま説明している内容が、どこにどうつながるのかがわからないと、聞き手は戸惑うことになる。道に迷ったとき、途方に暮れるのはつながりがわからなくなるからだ。歩いているうちに、偶然知った道に出た。途端に、「そうか、ここに出るのか」となって理解できるのである。

一見無関係だった、二つの事柄、事件、人物などが、関係があると知って、相互関係がわかって、理解が深まることがある。わかりやすい説明のためによく用いられる関係としては

- ・全体と部分の関係

- ・既知と未知の関係
- ・原因と結果の関係
- ・時系列の関係

などである。

⑤ 噛み砕いて話す

抽象的な説明は、意味が抽象化されているので、具体的なイメージが浮かびにくい。表現は抽象的になればなるほど、意味範囲が広くなって、焦点を定めにくくなる。身近な具体例を使って、噛み砕いて話せば、場面が浮かんできて、きわめてわかりやすい。

「ここから〇〇村まで、どれくらいの時間がかかりますか」と聞かれたイソップ物語の作者イソップは、「あなたが立っている所から、私の所まで歩いてみてください」と、答えたそうだ。その歩き方を見て、「あなたの歩幅なら、二〇分で行けます」。相手の側に立つことの重要さを説いた有名なエピソードである。

⑥ わかりやすい言葉を使う

わかりやすい言葉とは、「相手にわかる言葉」のことを言う。専門語は、専門を同じくする者同士にとっては、意味が共有されているから、わかりやすい言葉である。

ただし、専門家が素人に使えば、なんのことかさっぱりわからない言葉となる。

薬剤師に、「このクスリは食間に飲んでください」と言われた。「食間」とは、食事をしてから二時間たった後を意味することだが、これがわからない人もいて、「ご飯を食べている間」と受け取って、食事中に服用したという笑えない話もある。

⑦ 反応を確かめながら話す

説明しながら、相手が理解したかどうか確かめること。相手が首をかしげたり、下を向いてしまったり、話をいったん中断して、発言を促すなどした方がよい。マニュアル通りに、一方的に説明する人が案外多い。反応を確かめつつ、一時に一事の心得で行きたい。

難しいことを難しく話したのでは説明にはならない。やさしいことをもったいをつけてことさら難しく話すのは、論外である。やさしいことはやさしく、難しいことは相手に応じてわかりやすく話し、その中に深さを感じさせる人こそ、優れた説明者と言える。

「天災は忘れた頃にやってくる」の名言を残した寺田寅彦氏は、「どんなむつかしい理論でも素人に説明することができないほどむつかしいものがあるとは信じられない」と言っている。

ここで、説明上手になる一〇則をまとめておこう。

a 相手の理解度に応じて、わからせ方を工夫する。

b 相手の反応を確かめながら話す。

c 何が言いたいのかを先に話して、その理由、根拠を説明する。

d やり方・方法をわからせるには、まずやってみせ、次にその理由を話す。

e 全体と関連づけて部分を説明する。

f 例え話、比喩を遣って説明する。

g 特徴をわからせるのには、対比して説明するとよい。

h 一度にあれもこれも話さない。

i キーワードを落とさない。

j 相手に通じる言葉を使う。

上手な説明は、説得の働きもする。逆に言えば、説明が不十分では、説得しても相手は応じない。説明は、次に予定する「説得」の前提になるのである。

医療制度改革

わが国の保健医療制度は、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきましたが、急速な少子高齢化、経済成長の鈍化等大きな環境変化に直面しています。今後とも安定した制度として維持していくためには、増大し続ける国民医療費を適正化するとともに、医療保険における世代間の公平を図ることが課題となっています。このための、いわゆる「医療制度改革法」が平成18年6月14日に可決・成立しました。

現行の医療制度

わが国では、生活保護の受給者などを除くすべての国民が、労働の形態、職種等によって何らかの医療保険制度に加入する国民皆保険制度がとられています。国民皆保険制度は、被用者を対象とする政府管掌健康保険や組合管掌健康保険などの被用者保険と、自営業者や無職者などを対象とする国民健康保険の二本立てとなっていますが、高齢者については、医療と保健サービスを一体的に提供する仕組みとして市町村が運営する老人保健制度が設けられています。この老人保健制

度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険と国民健康保険が市町村に対して費用を拠出する仕組みとなっています。高齢者は各医療保険制度に加入して保険料を負担しますが、若年者の保険料と一括された上で拠出されるため、高齢者自身の負担と現役世代による負担の分担のルールがはつきりせず世代間の不公平を生じているとの指摘がなされてきました。

医療費の動向

急速な高齢化の進展に伴い、近年わが国の国民医療費は国民所得の伸びを上回る勢いで伸び続け、現在約三〇兆円の規模となっています。このうち老人医療費の占める割合は約三分の一（約一〇兆円）に及んでいます。今後団塊の世代が高齢化していくことから、医療費のさらなる増大は避けられない見通しです。

平成一五年度の老人一人当たりの診療費は、一般と比較すると四・七倍（入院六・九倍、外来四・一倍）となっています。その大きな要因として、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、高脂血症など）やその予備群の増加、そして入院の長期化があげられます。生活習慣病は徐々に進行し、長期化・重症化する傾向があり、その医療費はすでに国民医療費の三分の一を占めています。入院期間については、日本の平均入院日数は三六・四日と欧米（独一〇・九日、仏一三・四日、英七・六日、

米六・五日）に比べて長くなっています。その原因としては、必ずしも入院を必要としないのに入院を続ける、いわゆる「社会的入院」が多いことが指摘されています。

改革に向けて

このような状況の下、将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を堅持していくための制度改革が急務となり、平成一四年の健康保険法等の改正に際して、抜本的な制度改革を行うべきとの規定が置かれました。これを受けて平成一五年三月には「医療制度改革の基本方針」が閣議決定されて平成二〇年度に向けて実現を図ることとされ、平成一七年一二月には政府・与党医療改革協議会において、医療費の適正化（医療費の抑制）と新たな高齢者医療制度の創設を中心とする内容の「医療制度改革大綱」が取りまとめられました。この大綱に定められた施策を実現するため、今年の六月一四日に「健康保険法等の一部を改正する法律」と「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の二つからなる医療制度改革法が成立したところです。

医療制度改革法のポイント

① 医療費の適正化

① 中長期的な方策

●平成二〇年度を初年度とする医療費適正化計画（五年計画）において政策目標を掲げ、

医療費の伸びを適正化する。

- ・生活習慣病有病者とその予備群を二五%減
- ・平均入院日数の全国平均(三六日)と最長の長野県(二七日)の差を半分に縮小

● 四〇歳以上の保険加入者に対する生活習慣病の予防に着目した健診と保健指導を保険者に義務づける。

② 保険給付の内容・範囲の見直し等

● 現役並みの所得(夫婦世帯で年収五二〇万円以上)がある七〇歳以上の者の患者負担を平成一八年一〇月から三割に引き上げるなどの改正を行う(表参照)。

(2) 新たな高齢者医療制度の創設(図参照)

● 七五歳以上の者(後期高齢者)について、平成二〇年度に、独立した医療制度を創設する。財源構成は、後期高齢者の保険料(一割)、現役世代(被用者保険および国民健康保険)からの支援(約四割)、および公費(約五割)とする。ただし、今後後期高齢者人口は増加する一方、現役世代人口は減少すると見込まれるため、保険料の負担率を変えないと現役世代一人当たりの負担は大きな割合で増加していくことになる。そこで、世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、後期高齢者の保険料の負担割合を引き上げ、現役世代の支援の割合を引き下げていく。

● 六五歳から七四歳までの者(前期高齢者)

については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険間で医療費の負担に不均衡が生じているため、平成二〇年度から、各保険の加入者数に応じて負担を調整する仕組みとする。現行の退職者医療制度は廃止(平成二六年度までの間における六五歳未満の退職者を対象として現行制度を経過措置として存続)。

今後の課題

厚生労働省は、後期高齢者の診療報酬について、現行の出来高制から病気の種類や症状に応じた定額制とすることを検討しはじめました。出来高制の下では「薬漬け」のような無駄な治療が問題視されてきており、定額制によりこれを改善して医療費を抑制することが期待されています。その一方で、定額制の下では差額を浮かすため必要な診療が行われなくなるおそれもあり、そのチェックをどうするかも含め十分な検討が必要となるでしょう。

図 新たな高齢者医療制度の創設(平成20年4月)

- ・75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度を創設する。
- ・あわせて、65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設する。
- ・現行の退職者医療制度は廃止する。ただし、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。

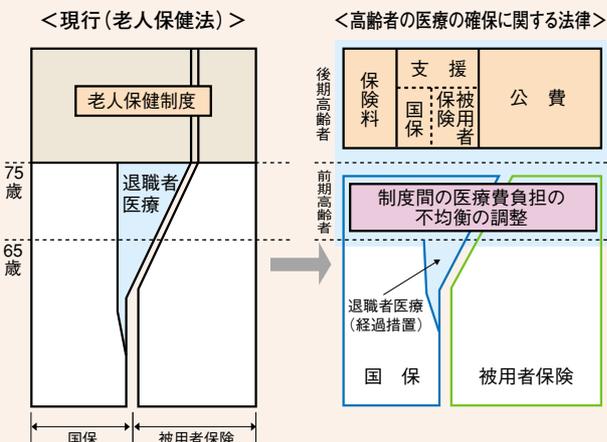


表 保険給付の内容・範囲の見直し等

内 容	施行時期
○高齢者の患者負担の見直し(現行：70歳未満3割、70歳以上1割(ただし、現役並み所得者2割)) ・現役並み所得の70歳以上の者は3割負担 ・新たな高齢者医療制度の創設に併せて高齢者の負担を見直し 70~74歳2割負担、75歳以上1割負担(現行どおり)	平成18年10月~ 平成20年4月~
○療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担引上げ	平成18年10月~
○高額療養費の自己負担限度額の引上げ ・高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む報酬総額に見合った水準に引上げ ・併せて、高齢者医療制度の創設に伴い見直し	平成18年10月~ 平成20年4月~
○現金給付の見直し ・出産育児一時金の見直し(30万円→35万円) ・傷病手当金および出産手当金の支給水準の引上げ・支給範囲の見直し ・被用者保険の埋葬料の定額化(5万円)	平成18年10月~ 平成19年4月~ 平成18年10月~
○乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大 高齢者医療制度の創設に併せて、乳幼児に対する自己負担軽減(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大	平成20年4月~
○高額医療・高額介護合算制度の創設	平成20年4月~
○保険料賦課の見直し ・標準報酬月額の上下限の範囲の拡大 ・標準賞与の範囲の見直し	平成19年4月~ 平成19年4月~

このコーナーでは全国各地の選挙啓発に関するユニークな取り組みをレポートします。

列島 メイスイ 中学校の 授業で「衆議院 議員模擬選挙」を実施

〈岡山県倉敷市立多津美中学校〉

岡山県倉敷市立多津美中学校は、平成一七年度に社会科授業の一環として、「衆議院議員模擬選挙」を行いました。三年生全ク

ラの社会科を担当していた野崎洋子教諭が実践した試みです。

三年生の社会科では、週二・五時間の限られた時間で公民的分野を学ぶため、暗記に偏りがちな授業となっています。それが社会科嫌いの原因となり、社会の制度や政治に関心を持たない若者を生んでいるのではないかと、野崎教諭は危惧していました。

「選挙制度については学びますが、具体的な投票方法までは教わりません。本当に必要なことを学んでもらうため、体験学習の機会を提供しようと考えました。」

具体的には、選択社会科を受講した生徒に仮想の衆議院議員模擬選挙を実践させるとともに、社会科や総合的な学習の時間を活用し、三年生全員に小選挙区比例代表並立制の投票を疑似体験させることにしました。

選択社会科は、三年生一四三人のうち二人が受講。生徒は四つの仮想の政党と選挙管理委員会の五グループに分かれ、五月から選挙についての調べ学習と選挙準備作業を進めました。選挙管理委員会は六人の生徒が担当し、選挙公

報や選挙人名簿の作成、政見放送の制作・放送などを行いました。

一方、二人／六人の生徒にグループ分けした各政党では、党名、党首、立候補者を決め、マニフェストや選挙ポスターの作成、選挙活動などに取り組みました。

「生徒の興味・関心を高めるため、可能な限り本物に近いものを体験させたい」と考えた野崎教諭は、倉敷市選挙管理委員会に実物の投票箱や記載台、投票用紙自動交付機の貸出しを申し入れました。その結果、貸出しだけでなく、投票後に選管職員による出前授業も実施することになりました。

選択社会科の生徒たちの選挙準備も進み、社会科の授業で三年生全員に模擬選挙について説明の上、七月一日に公示。給食時間に仮想四党の候補者による政見放送を流すなど、模擬選挙活動を展開し、七月七日の総合的な学習の時間に多目的ホールで模擬投票を行いました。衆議院選挙に模して学年全体を一つの小選挙区と比例代表のブロックに見立て、四党から立候補者名で投票する小選挙区選挙と政党名で投票する比例代表

選挙を行いました。

当日は、欠席した生徒を除く三年生全員が投票し、小選挙区で一人、定数一〇人とした比例代表では各政党の得票数により当選者数をドント式で配分し、各党候補者名簿から当選者を決めました。

生徒からは、「選挙のしくみや手順がよくわかった」「選挙権をもらったら進んで選挙に行き、政治に参加したい」「五分もあれば終わるのに、なぜ投票に行かないのか不思議に思った」などの感想が寄せられました。

野崎教諭は、これらの取り組みで、今年度の第五回読売教育賞を受賞。「全国の中学校でも実施してもらいたい。明日の日本をつくる生徒にこういう体験学習をさせてあげたいと切に願います」と語っています。（編集部取材）



小選挙区比例代表並立制の模擬投票を体験

高校生が明推協委員に

〈山形県鶴岡市〉

選挙や政治に対する無関心や年々低下する投票率が全国的に問題となっている今日、ここ鶴岡市（旧羽黒町）も同様の悩みを抱えています。特に、二〇代三〇代の投票率が低く、日頃から若年層への啓発活動の必要性を強く感じていました。合併前の旧羽黒町明る選挙推進協議会の委員は、町の選挙管理委員会や各種団体の代表者、学識経験者、地区公民館長などの、いわゆる『大人』たち。その中でも「投票するのは当然だ」という世代がほとんどでした。

そこで、若い世代への選挙啓発や未来の有権者の意識向上を目的に、新たに若者を対象に、明推協委員を募集することとしました。羽黒町には大学がなかったため、高校生にお願いしてみてもいいと思いついたのですが、当初は難しいと考えていました。しかし、以前から清掃や地域行事への協力など、地域に根づいた活動を行っていた

『高校生ボランティアサークルいすず』のメンバーに思い切つて声をかけたところ、彼らは以前から選挙に興味を持っていたようで、なんと快く引き受け、平成一六年度から明る選挙推進協議会委員に就任してくれたのです。彼らは、「小さい頃から家庭などで、選挙が話題になることはほとんどなかった」「大人たちが選挙に関心のない発言をしている」「選挙についてよくわからない」「学校の授業で選挙について学んだが、大人が選挙に関心がないのは、選挙権を持つ前の教育が不足しているからではないか」という、選挙に対する積極的な意見や感想を話してくれました。

「いすず」のメンバーは「イベントなど町内の人がたくさん集まる、明るく話題にのぼることをやりたい」との考えをもっており、その言葉どおり彼らの選挙啓発活動は活発なものでした。平成一六



着ぐるみを着て啓発パフォーマンス

年七月の「参議院議員選挙」の啓発活動では、自分たちで作った選挙啓発のビデオを上映したり、啓発チラシ・ティッシュの配布や掲示板の設置などを行いました。また、着ぐるみを着て街頭での啓発パフォーマンスというユニークな活動まで展開したのです。



選挙啓発ソングを披露

平成一七年一月の「山形県知事選挙」では、投票当日に小学生を対象とした「子ども投票inはぐろ」を行いました。ここでは『いすず』のメンバーが会場準備から投票立会人や事務従事者として運営にも携わるなど、彼らの強力なバックアップを受けることができました。子ども投票は、「学校のシンボルマーク」を決める選挙を行うもので、小学校の全面協力のもと、候補となるシンボルマークの募集や、考案した児童とその応援団に

メディアを活用した 若者への常時啓発

【財】明るい選挙推進協会では、昨年度の「It's your CHOICE」(本誌286号で特集)に引き続き、今年度も、選挙離れの目立つ若者層をメイン・ターゲットに、メディアを活用した新企画の常時啓発事業を実施ないし計画しています。以下、その概要を紹介いたします。

ラジオ番組 「義家弘介のTalk&Talk」

番組の趣旨および構成

ヤンキー先生こと義家弘介さんをパーソナリティに起用し、人の生き方や社会問題をテーマに、義家さんとゲスト、およびリスナーが熱く語り合う番組です。一〇月七日からエフエム東京系列のJFN全国三八局で、毎週土曜日の午前一〇時三〇分から一〇時五五分まで(三重県は一一時から、兵庫県は一二時三〇分から)放送しています。

義家さんは、母校である北海道

北星学園余市高校の社会科教諭を経て、現在、横浜市教育委員、東北福祉大学特別講師を務めておられますが、本年一〇月には、内閣に設置された教育再生会議の有識者メンバー兼事務局担当室長に委嘱されました。

この番組は、リスナーとともに作り上げていく番組を目指しています。そのため、JFNのホームページ上に番組特設ページを開き、そこに、大人として考えたい、語り合いたいテーマを順次掲載し、それに関するリスナーの意見を書き込んでもらっています。リスナーから寄せられた意見は番組で紹介するとともに、番組に電話

出演を希望する人は、直接生の声で自分の意見を述べ、義家さんと議論することができます。

また、毎回ゲストとして、テーマに沿った活動をしているボランティア団体の方、専門家、タレントなど迎え、義家さんとテーマに関するトークを繰り広げるとともに、リスナーとの電話トークにも参加してもらっています。

番組の最後には、選挙に関するミニ講座「Do The Votel」のコーナーを設け、義家さんが政治や選挙に関する用語やトピックなどのワンポイント・レッスンをを行います。

この「Do The Votel」は、番組ホームページから音声ダウンロードができますので、放送を聞き逃しても後から聞くことができます。

テーマとゲスト

これまで放送したテーマとゲストは、下記のとおりです。

啓発作品募集コンクール 「ケータイ・ジャーナリスト・コンテスト」

私たちの身の回りのあらゆることが実はどこかで社会や政治につ

放送日	テーマ	ゲスト
10月7日	子どもの頃の夢、いまも追い続けているか?	俳優の金子昇さん
10月14日	あなたは結婚したい?それともしたくない?	タレントの早見優さん
10月21日	会社の成果主義導入。賛成?反対?	「若者はなぜ3年で辞めるのか」著者の城繁幸さん
10月28日	ゴミのポイ捨てをすることがありますか	NPO法人挨拶清掃代表の竹田一英さん
11月4日	あなたはどこで、買い物しますか?	タレントで歌手の森川由加里さん
11月11日	公共の場。あなたの考えるマナー違反とは?	女優の秋野暢子さん
11月18日	心の病、家族や友人が職場や外にいけなくなったら……	漫画「ツレがうつになりまして」著者の細川貂々ご夫妻
11月25日	若い人の年金未払い問題、あなたはどう思いますか	経済評論家の萩原博子さん

番組ホームページのアドレスは、<http://www.c-player.com/ac53249/message> です。

ながっています。普段は見過ぎてしまっている日常の些細なことでも、問題意識をもって見つめてみると、社会や政治の課題が見えてきます。

このコンクールは、日々の生活の中で気づき、何とかして欲しいと思ったことを、ジャーナリスト気分で、今や若者に必須のツール



となった携帯電話（普通のカメラも可）で写真を撮り、メッセージを書いて、送ってもらうものです。応募資格者は若者に限りません

が、若者が容易に参加でき、作品の作成過程で知らず知らずのうちに政治や選挙、社会問題への意識づけがなされることを期待しています。併せて、若者の視点から作成された作品が同世代の若者への啓発効果を生むことも期待しています。

このコンクールは、ヤフー株式会社が運営する政治情報サービスサイト「Yahoo!みんなの政治」（本誌290号8〜10頁参照）との共催事業として実施し、また、講談社の若者向け雑誌「KING」や「Vivi」とタイアップします。

作品募集期間は十二月二十六日から二月十一日までです。審査員による一次選考で一五作品に絞った上で、その一五作品を特設サイトに公開し、一般ユーザーのインターネット投票によりグランプリを決定します。発表と表彰式は三月二日に東京港区の青山スパイラルホールで行います。

審査員は報道の専門家の立場からジャーナリストの寫信彦さん、主として文章の専門家の立場から作詞家の秋元康さん、若者生地の専門家の立場から漫画家の倉田真

由美さん、主として撮影の専門家の立場から写真家の桐嶋ローランドさん、若者代表の立場から女優の菊川怜さんをお願いすることにしています。

詳しい応募要領は十二月二〇日頃開設する特設ホームページを御覧下さい。「Yahoo! JAPAN」で「ケータイ・ジャーナリスト」と検索すると直接ホームページに繋がります。

テレビ番組「オセロの大人の選択スペシャル(仮称)」

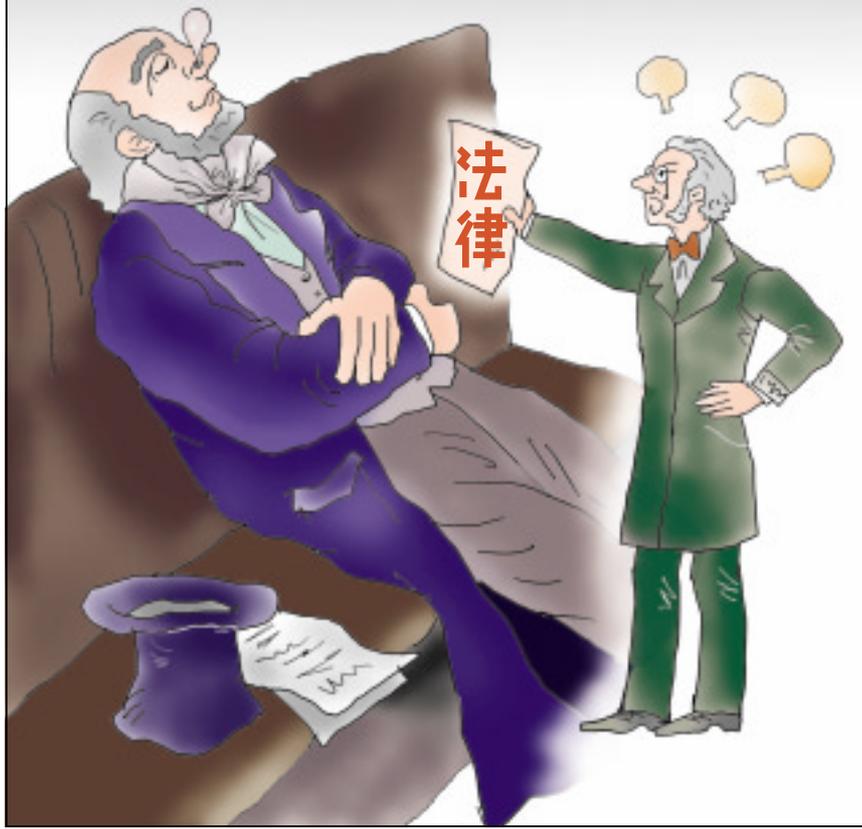
最近全国各地に、若い人たちが構成する啓発活動グループが誕生しています。(財)明推協が把握している情報だけでも、その数一九。若者に選挙啓発に取り組んでもらうことは、彼ら自身がリーダーとして育ってくれることから、また、若者に受け入れられやすいフレキシブルな手法を導入できることから有効かつ有意義なことで、大いに推奨していく必要があります。

そこで、①先駆的な活動を行っ

ている若者にエールを贈って活動を支援すること、②若者が参加する明るい選挙推進運動の事例を広く国民に知っていただき、明るい選挙推進運動への一層の理解と取り組みを喚起することを狙って、彼らの活動事例の紹介を中心としたテレビ番組を制作・放映することにしました。来年一月五日の三時から一四時まで、TBS系列局を中心に全都道府県で放映します。できるだけ多くの皆さんに視聴してもらうため、人気のタレントコンビ「オセロ」を進行役に起用し、ナポレオンズなどのタレントによる現地レポート、選挙に関するクイズなどを盛り込んだ番組とする計画です。タレントがお邪魔するのは、仙台市の仙台選挙サポーターの会、愛知県の明るい選挙推進サポーター、名古屋市の青年選挙ボランティア、鹿児島県の学生投票率100%をめざす会の四グループの活動現場を予定しています。

地域によっては放映時間が異なるところがあるかもしれませんが、ご注意下さい。

買収や供給を防止するため、
秘密投票法以前にも、腐敗行為防止法（1854年）や
議会選挙法（1868年）などが制定されたが、
大きな効果を上げることはできなかった。



第四回
腐敗防止への取り組み

英国・選挙腐敗 防止の軌跡



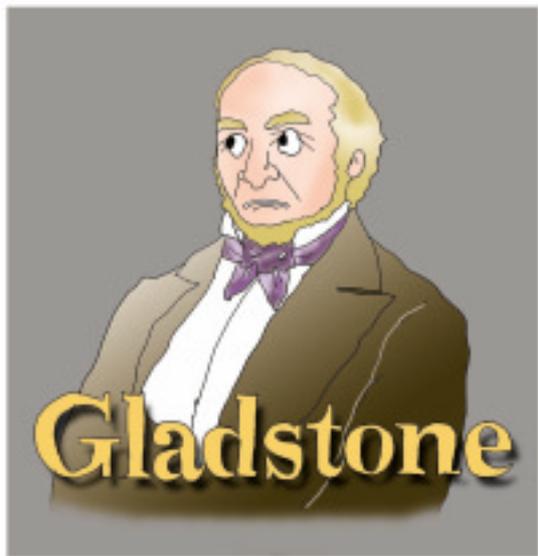
画・東 芳純

一八八〇年の総選挙では、
二〇〇票を獲得するのに今のお金で
一億五千万円も使った候補者が現れるなど、
金権選挙はピークに達した。





1880年総選挙後、
選挙浄化を公約に掲げた自由党の
第二次グラッドストーン内閣が成立した。



グラッドストーンは、
選挙腐敗の実態調査を行うとともに、
弁護士出身のヘンリー・ジェームスを
法務長官に任命し、
腐敗防止の法案づくりを命じた。



■ヘンリー・ジェームス
一八二八年、ヘレンフォードという田舎町の
外科医の三男として生まれる。
法律家を志し弁護士となったが、四一歳の時に
タウントン選挙区から立候補して初当選。
法律に強い議員として、法務長官の前に検事長の
経験もあった。



一八八一年一月、
ヘンリー・ジェームスは、
新たな腐敗防止法（正式名称は「腐敗
及び違法行為防止に関する法律案」）を
国会に提出した。

法案の特色の一つは、
選挙費用の最高限度額を導入し、
その額を極端に少ない額に抑えた上に、
選挙費用報告書の提出を義務付けていた。



特色の二つは、
腐敗行為に対する刑罰を著しく強化する
とともに、幅広い連座制を導入し、
他人の行為であっても候補者の当選を
無効にし、長期にわたって被選挙権を
剥奪することとしていた。



当時、世論形成に大きな影響力を持っ
ていた有力新聞の「タイムズ」は、
「これくらいの厳しい法律でないと
選挙腐敗を根絶することはできない」と
いう論評を載せて、法案を歓迎した。



東京ネットムービーフェスティバル入賞

昨年協会が制作したインターネットムービー5作品による「It's your CHOICE!」が、第3回東京ネットムービーフェスティバルのブランド・コーポレート部門作品賞に選ばれるとともに、その中の一作、河瀬直美監督作品「主人公は君だ!」が監督賞を受賞しました。



この映画祭は、世界11大映画祭のひとつである東京国際映画祭の協賛企画（角川書店発行の東京ウォーカーなどが企画・制作）として、平成16年にスタートしました。インターネットを上映の場に活用し、先進的なデジタル技術を積極的に取り込んだ新世代の映像祭です。公募作品が競う一般部門と、国内外の企業、NPO、国・地方公共団体などの作品を審査するブランド・コーポレート部門（作品賞1点、監督賞1点）からなります。

表彰式は10月28日に、東京六本木にあるテレビ朝日多目的スペース「umu」で行われました。5作品は18年12月31日まで無料配信します。

アドレス www.y-choice.jp

政治家の寄附禁止

きれいな政治、お金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保を目指した「寄附禁止のルール」は、社会一般に着実に浸透してきていますが、毎年新たな有権者も誕生している中、継続して啓発を行っていく必要があります。

協会では年末年始を控えたこの時期を捉え、政治家の寄附禁止を周知するリーフレットを作成し、12月上旬、全国の市区町村選管に送付します。街頭啓発、研修会、公共施設などでご活用下さい。

新有権者パンフレット

協会では、新成人を対象とするパンフレット「TOHYO 1週間」を制作しました。全国の市区町村選管から要望のあった約75万部を、12月中旬に送付します。

このパンフレットは、東京、大阪などで発行されている若者に人気のタウン情報誌「TOKYO 1週間」「KANSAI 1週間」をモチーフに、発行元の講談社とのコラボレーションで制作したものです。

パンフレットに併せて選挙啓発ゲーム（CD-ROM）を、要望のあった市区町村選管に送付します。

テレビ番組の放映とコンテストの実施

協会では、若者が取り組む明るい選挙推進活動の紹介を中心としたテレビ番組を制作中です。来年1月5日の13時から14時まで、TBS系列局を中心に全国で放映する予定です。

また、「ケータイ・ジャーナリスト コンテスト」と称する、啓発作品募集コンクールを、12月下旬から2月中旬までの予定で実施します。若者に必須のツールとなった携帯電話のカメラで、自分の身の回りの「伝えたいこと、何とかして欲しいこと」を撮影し、メッセージを添えて応募してもらいます。

詳しくは、本号22、23頁をご覧ください。

編集後記

●特集は、近年、その重要性への認識が高まっている「市民性（シティズンシップ）教育」を取り上げました。明るい選挙推進運動では活動目標の一つに、「ふだんから政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る目を養うこと」を掲げており、両者は密接な関係にあります。市民性教育の考え方やその活動内容などはこれからの明るい選挙推進運動のあり方を考える上で重要な意味を持っているのではないのでしょうか。

●メイスイ列島フラッシュは、明るい選挙推進協議会に参加する高校生ボランティアグループの活動と、今年の読売教育賞を受賞した中学校社会科授業での模擬選挙の取組みを取り上げました。

●絵本「英国・選挙腐敗防止の軌跡」、今回は「選挙腐敗防止法」成立前夜のお話です。いよいよ佳境に入ってきました。

●次号の発行は1月下旬の予定です。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル4F ☎ 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268
〈ホームページ〉 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉 akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

ちょっと読んで
みませんキョ?



手ぶらの サンタクロース?

クリスマスに限らず、プレゼントを貰うのはうれしいもの。

でも、政治家からの場合は気をつけて。

お中元やお歳暮、入学祝や就職祝など、

政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されています。

有権者が求めてもいけません。

「贈らない」「求めない」「受け取らない」

これがクリーンな選挙へのいちばんの贈り物です。



東京ネットムービーフェスティバル
ブランドコーポレート部門作品賞

It's your CHOICE!
www.y-choice.jp

12月31日まで無料配信中

総務省・(財)明るい選挙推進協会